

補助金等評価調書 平成29年度行政評価（シート1）

所管部課名	協働推進部	産業振興課	作成日	平成29年10月12日	No.	5
作成責任者(課長)氏名	比留間 毅浩	作成者氏名	西原 陽	電話	227	
補助金等名	商店街装飾灯電気料補助金					
開始時期	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 63年4月 <input type="checkbox"/> 不詳					
実施根拠	法令等の名称	平成28年度武蔵村山市商店街装飾灯電気料補助金交付要綱				
補助区分	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 定率補助 <input type="checkbox"/> その他 (説明)⇒ 年間電気料の2分の1					
補助金等の概要	対象: (交付先)	市内の商業者で組織されている商店会				
	補助内容: (補助基準等)	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に、商店会が負担した装飾灯の電気料金額に2分の1を乗じて得た額を補助するものであり、上限総額は42万8千円である。				
	意図: (目的、趣旨)	商店会が設置し維持管理する装飾灯の電気料の一部を補助することにより、商店街の振興に寄与することを目的とする。				
	実施結果: (具体的成果) ※28年度実績	4商店会に対し、補助金を交付した(装飾灯計74基 補助額計155,308円)。 ・学園通り商店会(26基)44,187円 ・村山ア×横通り商店会(12基)53,778円 ・村山中央ヨック'ソグ'セター(26基)40,348円 ・元町ヨック商店会(10基)16,995円				
他市等の状況	26市中本市を含めた24市が同様の補助を実施している(23区は全ての区で実施している)。 東大和市は電気料の2分の1、立川市は電気料の10分の7を補助している(LED化後は10分の9を補助)。					
【評価指標】						
		指標名	単位	説明・計算式		
活動指標	①	補助金交付商店会数	商店会			
	②					
成果指標	①	装飾灯設置数	基	補助対象となる商店会の装飾灯設置数の合計		
	②					
費用・成果の推移						
	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度予算	備考		
交付金額(千円)	364	156	393			
うち一般財源	364	156	393			
所要人員(人)	0.03	0.03	0.03			
総コスト(千円)	618	410	646			
活動指標	①	4 商店会	4 商店会	- 商店会		
	②					
成果指標	①	74 基	74 基	- 基		
	②					
【交付団体等の決算・予算の状況等】 ※特定団体に交付の場合のみ記載						
単位:千円	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度予算	平成28年度の補助金の使途		
収入総額(千円)				交付金額(千円)		
収入内訳	市補助金			使途内訳		
	会費					
	繰越金					
	事業収入					
	その他					
支出総額(千円)				各種割合		
支出内訳	食糧費、交際費			団体収入に占める補助金の割合		
	人件費			団体収入に占める繰越金の割合		
	事業経費			交付金額に対する繰越金の割合		
	その他					
過去の評価経過	協議会・委員会の意見要旨	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金等検討協議会(平成20年度) <input type="checkbox"/> 行政評価委員会(平成 年度)				
	見直し等の状況	にぎわいの創出や防犯等、市内商店街の果たす役割から、本補助制度の必要性は認められるところである。 しかし、商店街のみを対象とした補助制度であり、個人商店との不公平感が存在する。今後は、個人商店との公平性の考慮を図りたい。 都の補助金を活用して装飾灯のLED化を推進し、平成28年度には全ての装飾灯がLED化されたことから、補助額は減少する見込みであり、平成29年度の上限総額は39万2千5百円である。				

評価項目	評価	確認項目（※ ○・×のどちらにも該当しない場合は、「－」を選択。）	
公益 次 評 価	－ ○ ○	① 市民からのニーズが大きい。	
		② 補助事業に類したサービスを提供可能な機関や団体が他にない。	
		③ 被交付者だけではなく、一般市民にも間接的な受益がある。	
	効率性	○ ○ ×	① 補助金の内容や補助額等について、過去5年以内に見直しを行っている。
			② 補助額、実施手法等について、過去に他市等との比較を行った。
			③ 補助期間(終期)を設定している、又は設定の予定がある。
			(○の場合)⇒終期 平成 年 月
		○ ×	④ 必要最小限の補助であり、縮減や所得制限導入の余地はない。
			⑤ 補助額、補助率等の算定根拠を説明できる。
		(○の場合)⇒算定根拠 (説明)	
有効性	○ ×	① 補助基準が明確である。	
		② 補助金の成果について、具体的な数値目標等を設定している。	
		(○の場合)⇒目標内容 (説明)	
適格性	○ ×	① 繰越額が補助金額を上回っていない。	
		② 補助金に依存することなく、被交付者が自主財源の確保に努めている。	
		(○の場合)⇒取組内容 (説明)	
	○ －	③ 決算書だけではなく、帳簿や領収書等で使途の確認ができる。	
		④ 市税の滞納がないなど、被交付者が市民としての責務を果たしている。	
その他	○ ×	⑤ 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費の経費に補助金を充てていない。	
	×	① 補助の目的、内容及び実施時期に緊急性又は優先度の高さが認められる。	
		(○の場合)⇒その理由 (説明)	
	×	② 成果向上のため、被交付者自らが活動内容の検証、改善等を行っている。	
		(○の場合)⇒改善内容等 (説明)	
	○ ○	③ 補助金に、市民との協働や市民の主体的な取組を促進する作用がある。	
		④ 迂回助成(被交付団体から他団体への、補助金を原資とした助成)は行われていない。	
【総合的意見(今後の方向性)】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input checked="" type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止 (説明) ※「×」とした項目に言及しながら、所管課としての意見を具体的に記載ください。 高齢社会が進展する中、地元商店街は高齢者にとって日常生活に不可欠な存在になっており、商店街の にぎわいの創出や活性化を図る上で、本補助金を交付する必要性は、依然として高いものがある。 また、商店街の装飾灯は防犯灯の役割も担っており、防犯対策に一定の効果があることや、市内の中小 商業者を取り巻く環境は厳しさを増していることから、今後も支援を継続する必要がある。			
二 次 評 価	【総合的意見(今後の方向性)】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input checked="" type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止 (説明) 本補助金は、商店会が設置し維持管理する装飾灯の電気料を補助するものであり、商店街の振興を図る とともに、防犯対策に寄与するものであるため、一定の意義が認められる。 しかしながら、装飾灯のLED化に伴い電気料が大幅に減少していること、また、街路灯の設置状況等 により一定以上の明るさが確保されている箇所については、装飾灯の点灯時間を見直すこと等により更なる コスト削減が見込めることから、補助率を引き上げる等の見直しを図ることが肝要である。		
	行政 評 価 委 員 会 意 見 本補助金は、商店街のにぎわいを維持することに一定の意義が認められるため、当面は継続することが 適当である。 他方、商店街を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるため、本補助金を継続したとしても、商店 街の振興を図ることや、存続させていくための課題を解決することは困難であると思料する。 よって、商店街の活性化策について、長期的な視点に立って市と商店会が共に検討を進めていく必要が あり、その上で本補助金がより有効な制度となるよう併せて検討していくことを求めたい。		